

記入例

令和8年度 御殿場市任期付短時間勤務職員申込書

別紙の募集一覧の職種欄の職種を記入してください。

写 真

1. 縦 40mm×横 30mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のりづけ

| | | | |
|----------|----------|----|----------------|
| 希望する配属番号 | 8 | 職種 | 学校教育相談員 |
|----------|----------|----|----------------|

「希望する配属番号」欄には、募集案内別紙「任期付短時間勤務職員募集一覧」に記載の配属番号を必ず記入してください。

| | | | |
|------|------------------------------------|--------------------------------------|--|
| ふりがな | ごてんば たろう | 性 別 | 生 年 月 日 |
| 氏 名 | 御殿場 太郎 | <input checked="" type="radio"/> 男・女 | 昭和 平成 45年12月24日 |
| 現住所 | 〒412 - 0042 御殿場市萩原377-6 | 連絡先 | (本人と確実に連絡の取れる電話番号を記入) 自宅:0550-82-〇〇〇〇 携帯:090-1111-〇〇〇〇 |

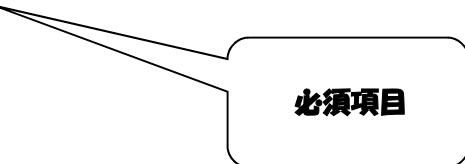
| | | | | |
|-----------------|-------------|-------------|--|--|
| 障がいのある人は障がい名、等級 | | | | |
| 学 歴 | 学 校 名 | 学 部 科 名 | 入 学、卒 業 等 年 月 日 | |
| | ○○中学 | — | 昭和59年4月 1日 入学 昭和62年3月31日 卒・卒見込・中退 | |
| | ○○高校 | 普通科 | 昭和62年4月 1日 入学 平成2年3月31日 卒・卒見込・中退 | |
| | ○○大学 | ○○学科 | 平成2年4月 1日 入学 平成6年3月31日 卒・卒見込・中退 | |

| | | | | | |
|--------|-------------------|---------------|------------|--------------------------------|--------------|
| 職 歴 | 勤 務 先 | 所 在 地 | 勤 務 内 容 | 勤 務 期 間 | 勤 務 時 間 |
| | (例) ○○株式会社 | 御殿場市 | 事務 | 平成31年4月から 令和4年12月まで | 週40時間 |
| | ○県公立学校教員 | 御殿場市 外 | 教員 | 平成6年4月から 令和5年3月まで | 週40時間 |
| | 御殿場市役所 | ○○課 | 相談員 | 令和6年4月から 令和8年3月まで | 週18時間 |
| | | | | 年 月から 年 月まで | |
| | | | | 年 月から 年 月まで | |
| | | | | 年 月から 年 月まで | |

※(御殿場)市役所での勤務経験がある場合、所在地の欄には所属名(課・園など)を記入してください。

※勤務時間は、1週間あたりの平均勤務時間(休憩時間を除く)を記入してください。

※学歴、職歴について、記入欄が足りない場合は、別で添付してください。

| 資格・免許名（見込含） | 取得(見込)年月 | 取得機関 |
|---|--|--|
| 自動車運転免許 無・ 有 （種類： 中型） | 平成〇年〇月 | 〇〇県公安委員会 |
| 小学校教諭 一種普通 | 平成6年3月 | 静岡県教育委員会 |
| 中学校教諭 一種普通（社会） | 平成6年3月 | 静岡県教育委員会 |
| | | |
| | | |
| | | |
| 志望動機 |  <p>必須項目</p> | |
| 自己PR、特技等あれば記入 | | |
| 募集案内に記載の内容を確認し、御殿場市任期付短時間勤務職員の募集に申し込みます。 なお、申込書の記載事項は事実と相違なく、地方公務員法第16条に規定する欠格条項にも該当しておりません。 | | |
| 令和 8 年 1 月 23 日 | | 署名  直筆 御殿場 太郎 |

- (注) 1 記入に当たっては、黒インクのボールペン等を使用してください。署名は直筆してください。
- 2 記載事項に不正があると採用資格を失うことがありますので注意してください。
- 3 地方公務員法（欠格条項）について
- 第16条 次の各号のいずれかに該当するものは、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
1. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 4. 日本国憲法施行の日（昭和二十二年五月三日）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者